

平成十一年建設省令第四十八号

土地区画整理法第一百七十七条の四第一項に規定する指定検定機関を指定する省令
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百十七条の四の規定に基づき、土地区画整理法第一百七十七条の四第一項に規定する指定検定機関を指定する省令を次のように定める。
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百十七条の四第一項に規定する指定検定機関として次の者を指定する。

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定の日
一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番一号	平成十一年十一月三十日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号）抄
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年三月三〇日国土交通省令第二六号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。